

令和5年度 初任者研修実施要項

岐阜県教育委員会

1 目的

教職の基礎形成を図るため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

2 対象

初任者研修の対象は、原則として、令和5年度に岐阜県の高等学校に採用された教諭とする。(以下「初任者」という)

3 内容

- (1) 初任者は、校内において、指導教員を中心とする指導及び助言による研修(以下「校内研修」という)を受ける。
 - ・校内研修は、週5時間程度、年間150時間とする。このうち、年間100時間(週3～4時間程度)を授業研修、年間50時間(週1～2時間程度)を一般研修とする。
 - ・授業研修については、授業参観：年間40時間程度、授業研究：30時間程度、研究授業：年間30時間とする。
 - ・教職大学院修了者については、週3時間程度(年間90時間)とする。
 - ・他の高等学校、他の校種で授業参観を計画したものを校内研修に含めてもよい。
- (2) 初任者は、校外において、総合教育センター等での研修(以下「校外研修」という)を受ける。

4 年間研修計画

- (1) 校長は、県教育委員会が示す年間研修計画を踏まえ、教職員組織や地域の状況等、学校の実情に配慮し、指導教員と教科指導員の参画を得て、校内研修に関する年間指導計画を作成する。
- (2) 年間指導計画においては、校外研修との関連に配慮して、校内研修の項目及び時期、その他必要な事項を定める。なお、指導教員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修時間については、できる限り週時程に組み入れる。この場合、授業研究の指導が十分行われるよう配慮する。
- (3) 初任者の校外研修の該当日には、長時間の学校行事を充てないよう配慮する。
- (4) 学校行事等は、校内研修の時間としない。ただし、指導教員等がこれらについての指導を別途行うことは、研修時間とすることができる。
- (5) 校内研修のうち、100時間程度を授業研修、50時間程度を一般研修とする。なお、週時程に位置付いている研究授業については、初任者の負担軽減に努め、学習指導案は略式を基本とする。

5 校内研修

校内体制

- (1) 初任者が研修目的に沿って円滑な研修を受けられるよう、校長、副校長、教頭、教務主任、研修主事、指導教員及び教科指導員等で構成された初任者研修推進委員会を設置し、校務分掌に位置付ける。なお、初任者研修推進委員会は、年度当初、年度の半ば(学期ごとの区切り)、年度終わりの計3回以上は行うこととする。
- (2) 初任者研修推進委員会では、年間指導計画の作成、実施上の調整、点検及び評価を行うとともに、初任者の様子等について情報を共有し、校内研修について適宜改善がなされるよう、校長が指導する。
- (3) 初任者研修推進委員会は、若手教員を中心としたメンターチームを組み、組織的に運営する。

- (4) 校長、副校長及び教頭は、年間指導計画に従い、初任者の指導及び助言を行う。
- (5) 指導教員及び教科指導員は、特に密接な連携を図って初任者の指導及び助言を行う。
- (6) 校長は、初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるよう、指導教員、教科指導員及び初任者の担当授業時数及び校務分掌等の職務を軽減する。

指導教員

- (1) 県教育委員会は、校長の具申に基づき、初任者の所属する学校の副校長、教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を委嘱する。
- (2) 県教育委員会は、指導教員を委嘱することができるよう、当該学校に対し、教員定数・会計年度任用職員について必要な措置をとる。
- (3) 指導教員は、校長、教頭の指導の下に、初任者研修の計画に基づき、年間指導計画の作成や研修の運営実施の調整等を行うとともに、校内において初任者に教科指導及び特別活動等、学習全般にわたっての指導及び助言を行う。また、研修状況を記録する。
- (4) 指導教員は、校長、教頭及び指導教員以外の教員による初任者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して、系統的、組織的に研修を進める。
- (5) 指導教員は、原則としてHR正担任に充てない。

教科指導員

- (1) 県教育委員会は、校長の具申に基づき、初任者の所属する学校の副校長、教頭、教諭又は講師のうちから、教科指導員を委嘱する。
- (2) 県教育委員会は、教科指導員を委嘱することができるよう、当該学校に対し、教員定数・会計年度任用職員について必要な措置をとる。
- (3) 教科指導員は、初任者研修の計画に基づき、校内において初任者の教科に関する指導及び助言をする。また、研修状況を記録する。

メンターチームを中心とした一般教員の役割

- (1) 一般教員は、指導教員等と連携をとり、初任者に対して、OJTにより具体的な学習指導や学級・HR経営等の指導及び助言に当たる。

※On the Job Training=実際の職場で実務を通して学ぶ訓練のこと

- (2) 年間指導計画に基づいて、初任者の授業参観を受け入れる。

会計年度任用職員

- (1) 会計年度任用職員は、初任者及び指導教員等の負担軽減を図るため、該当校の指導教員及び教科指導員の後補充を行う。
- (2) 校長の選任によって会計年度任用職員が指導教員及び教科指導員となり、初任者の指導及び助言に当たることもできる。
- (3) 会計年度任用職員の配置と勤務時間等

初任者数	勤務時間等
初任者1人配置校	・指導教員等に係る会計年度任用職員 週5時間×45週（年間225時間）から 週9時間×45週（年間405時間）まで
初任者2人配置校	・教科指導員に係る会計年度任用職員 1人 週4時間×45週（年間180時間）まで
初任者3人配置校	・教科指導員に係る会計年度任用職員 2人 それぞれ週4時間×45週（年間180時間）まで

※ 初任者研修実施校における定数加配は、2人配置校及び3人配置校に1名

初任者

初任者の負担に配慮し、以下のように授業担當時数等の軽減を図る。

- ・初任者の週当たりの授業担當時数は、研修時間（週5時間）と合わせて16時間程度とする。
- ・初任者の校務分掌について負担の軽減を図る。
- ・初任者をHR正担任、部活動の主たる顧問、修学旅行の引率者などにできる限り位置付けないように配慮する。
- ・時間割上、校内研修が割り当てられている時限に校内研修を行わない場合、その時限は、初任者の自主研修（教材研究等の授業準備を含む）に充てる。

研修時間と指導教員・教科指導員・初任者の関係

校内研修		週	研修時間	指導教員	教科指導員	初任者
授業 研 修	授業参観	1～2	40時間程度	参観の調整	授業実施等	参観
	授業研究	1	30時間程度	指導	指導	研修
	研究授業	1	30時間	参観	参観	授業実施
一般研修		1～2	50時間程度	指導(調整)	—	研修
合計		5	150時間			

時間割編成上の留意事項

- (1) 校外研修日（火曜日）に、できる限り初任者の授業を充てないように配慮する。
- (2) 指導教員、教科指導員及び初任者の研修時間が重なるように位置付ける。
- (3) 研修時間については、できる限り週時程に組み入れる。

※詳細は、初任者研修の手引きを参照。

6 校外研修

校外研修は、県教育委員会が作成する年間研修計画の校外研修に基づき、教育研修課が実施する。

7 年間指導計画及び指導報告書の提出

提出物	提出期限
指導教員等の委嘱に係る具申及び連絡協議会の出席者の回答	令和5年 4月 5日（水）
校外研修の会場についての回答	
年間指導計画（1）【様式1】	令和5年 4月28日（金）
年間指導計画（2）【様式2】	
年間指導計画（3）【様式3】	
指導報告書 【様式4】	令和6年 3月 8日（金）
初任者研修のまとめ（校長等）	

※ 【様式1】～【様式4】は総合教育センターホームページよりダウンロードして使用する。

※ 提出はすべてメールで提出する。

※ 指導教員等の委嘱に係る具申及び連絡協議会の出席者の回答、校外研修の会場についての回答及び初任者研修のまとめ（校長等）は、別途依頼する。

※ 指導報告書の提出時には、「校外研修記録カード」の写し（PDF化したもの）も提出する。

8 初任者研修実施校指導教員及び教科指導員等連絡協議会

初任者研修実施校の指導教員及び教科指導員に対して、研修の内容を徹底するとともに実施校相互の情報交換を行い、初任者研修の円滑かつ効果的な実施を図るため、連絡協議会を年1回開催する。

- ・期日：令和5年4月6日（木） 13時30分～15時30分
- ・会場：オンラインによる開催とする。

9 初任者研修実施校校長連絡協議会

初任者研修の実施状況の聞き取りと情報交換を目的とし、年1回開催する。

- ・開催時期：令和5年7月～10月（詳細については、後日連絡する。）